

II 性暴力被害者に対する支援

現状・課題

- 性犯罪・性暴力は、人権に深くかかわる社会的な問題であり、配偶者等からの暴力とともに男女平等参画社会の実現に向けた大きな妨げになっています。被害者は身体的・精神的に大きな被害を受けるとともに、ときには安全な生活や職業をも奪われてしまう場合も見られます。
- 被害者の多くは女性ですが、男性や子供が被害を受ける場合もあります。
- 東京都が設置した犯罪被害者の総合相談窓口における性犯罪被害に関する相談件数は、平成23年度以降2,000件を超えており、全体のおよそ4割を占めています。しかし、法務省の「第4回犯罪被害実態(暗数)調査」では、強姦や強制わいせつなどの被害者がその被害を申告したのは2割弱にすぎません。
- 内閣府調査では、男性から無理やり性交された被害者の6割強は「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」「そのことについて思い出したくなかったから」などの理由で被害を誰にも相談していません。
- また、前記調査において、加害者との関係を聞いたところ、「交際相手・元交際相手」が28.2%と最も多く、次いで「配偶者・元配偶者」が19.7%となっており、親密な間柄での被害が多くなっています。
- 東京都総務局が実施した「性犯罪・性暴力被害者に対する調査」では、被害後の他人の言動・態度により傷ついたこととして、「周囲の人々による無神経な言動」が6割を超えています。
- このように、性暴力については、被害を知られることに羞恥心を覚えたり、関係機関や第三者の不用意な発言によって精神的に傷を負う二次被害を恐れることなどにより、被害を打ち明けることを躊躇する例が少なくありません。また、被害そのものを明らかにできずに警察への届出をためらう傾向にあります。支援の際には、相談しやすい環境整備や二次被害防止に向けた取組が求められます。
- また、被害に遭った女性はできる限り早く、医療的・心理的・法的支援を受けることが必要です。しかし、複数の機関を訪問することは被害者にとって苦痛です。

- このため、東京都では平成 27 年 7 月から「性犯罪・性暴力ワンストップ支援事業」を開始し、24 時間 365 日の相談対応と、被害直後から相談・医療、精神的ケア、捜査関連支援等の支援をワンストップで行う体制を構築しています。
- 今後は、関係機関との連携を更に強化するなどにより、被害者を広く社会全体で支える体制を構築していく必要があります。そのために、関係者に対する研修においては、被害者支援の重要性や被害者への対応のあり方等、内容の充実を図ることが重要です。
- さらに、被害者が身近な窓口で相談できるように、東京都をはじめ区市町村の相談窓口等での更なる相談対応能力の強化を図る必要があります。

取組の方向性

- 社会全体で性犯罪・性暴力の防止が重要な課題であるという認識を深めるとともに、支援を必要とする人に情報が届くよう、性犯罪・性暴力による被害の相談窓口を周知する必要があります。
- 民間支援団体、協力医療機関、警察等の連携で実施している性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援策について、関係機関との連携の強化や、関係者に向けた実践的研修の実施等により充実を図る必要があります。
- さらに、身近な窓口でも被害者からの相談に適切に対応できるように、研修等により相談窓口の職員の更なる対応能力の強化を図る必要があります。
- 相談に対する被害者の心理的な抵抗感を取り除き、被害者にとって相談しやすい環境を整備するとともに、被害者のプライバシー保護や二次被害防止に向けて適切な対応を行う必要があります。